

**子ども医療費助成
制度が変わります**



中学生から高校生の年代の子どもが通院した場合の医療費助成として、保険診療による自己負担額の3分の2を助成していますが、4月1日以降、全額助成に変更します。

対象の方には、子ども医療費受給者証を3月下旬に送付しますので、県内の医療機関等を4月1日以降に受診する場合は、マイナ保険証等に添えて窓口で提示してください。

なお、県外の医療機関等での受診は引き続き償還払い（医療機関等の窓口で支払った後、市役所で還付申請）となります。

問合わせ

国保年金課 ☎84・0652

**小規模保育事業所
を開所します**



待機児童対策として実施しました小規模保育事業の公募の結果、5月1日から小規模保育事業所を開所します。

場所 東大矢知町3丁目43番地1

対象 0～2歳児

定員 19名

事業者 特定非営利活動法人 プレママクラブ

申込み

3月21日(金)～4月10日(木)に市ホームページから電子申請で申込みください。

問合わせ

幼児保育課 ☎84・0660

**国民年金学生納付
特例のお知らせ**



20歳以上の学生も国民年金に加入し、保険料を納付する義務がありません。ただし、所得が基準額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金額には反映されませんが、10年以内であれば遡って保険料を納付できます。

対象

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（一年以上の課程に限る）などに在学する20歳以上の学生で、所得が一定基準以下の方

申請

※夜間・定時制課程、通信制課程の対象校もあります。

特例期間 4月～令和8年3月

本人確認書類（マイナンバーカードなど写真付きのもの）と学生証をお持ちのうえ国保年金課で申請してください。

※20歳の誕生日前日から申請可
※毎年度申請が必要です。

※令和6年度に、令和7年度も在学予定で学生納付特例を申請した方は、4月初めに日本年金機構から学生納付特例申請書（ハガキ）が送付されます。引き続き申請する方は、必要事項を記入のうえご返送ください。（来庁不要）

※窓口で継続申請する場合は、4月1日(火)以降に申請してください。

問合わせ

国保年金課 ☎84・0653

就学援助制度のご案内



経済的な理由などにより就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などを援助します。

援助対象

- 次のおいずれかに該当する方
- ◆市民税が非課税または減免されている方
- ◆児童扶養手当が支給されている方
- ◆生活福祉資金の貸付を受けている方
- ◆国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている方

◆そのほか経済的に困り、教育委員会が援助を必要と認められた方

※所得基準目安
3人世帯 約350万円

4人世帯 約400万円
5人世帯 約430万円

申請 在籍する各小中学校または学校教育課へ

問合わせ

学校教育課 ☎84・0688

**狂犬病予防集合
注射を実施します**



飼い犬を市へ登録している方には「狂犬病予防集合注射のお知らせ」（はがき）を3月下旬に郵送します。子犬を登録し始めた方など、市へ飼い犬を登録していない方は、事前に環境課窓口で登録してください。

狂犬病予防集合注射の日時・場所・料金等の詳細は、はがき、または市ホームページをご確認ください。

狂犬病予防注射は動物病院等でも接種できます。注射料金等、詳細は動物病院等へお問合わせください。一部の動物病院（市の委託獣医師）では狂犬病予防注射と同時に注射票の交付を受けることができます。委託獣医師は市ホームページでご確認ください。

問合わせ

環境課（リサイクルセンター内）☎21・4001